

延長保育料について

1. 保育標準時間 延長保育料

	定義	単位	金額	徴収方法等
公立 (2保育所)	延長保育料	1日	100円	・18時31分以降の利用について徴収 ・毎月月末締め翌月納付書払い
私立 (5保育園)	延長保育料	1日	100円	・18時31分以降の利用について徴収 ・各園で徴収します

- ・公立保育所は、吉田保育所・みつや保育所が延長保育を実施します。
- ・私立保育所は、入江保育園・可愛保育園・刈田保育園・八千代南保育園・向原こぼと園で実施します。
- ・保育標準時間の基本時間は7時30分～18時30分です。その前後が延長保育になります。
- ・各保育所の基準時計において、基本時間を1分でも経過すると規定の延長保育料をいただきます。
- ・朝の基本時間以前の利用については、延長保育料を徴収しません。
- ・延長保育料の金額は、公立・私立保育所共に同額です。
- ・公立保育所の延長保育料は、毎月月末締めで納付書をお送りします。
- ・私立保育園の延長保育料は、各保育園が請求します。
- ・保育標準時間の延長保育料の計算方法は、利用日数×100円です。（上限額は有りません）
- ・延長保育料には減免措置は有りません。第2子・第3子以降についても延長保育料は規定の金額をいただきます。

2. 保育短時間 延長保育料

	定義	単位	金額	徴収方法等
公立 (9保育所)	延長保育料	1日	300円	・16時31分以降の利用について徴収 ・毎月月末締め翌月納付書払い
私立 (5保育園)	延長保育料	1日	300円	・16時31分以降の利用について徴収 ・各園で徴収します

- ・公立保育所は、吉田保育所・みつや保育所・みどりの森保育所・ふなさ保育園・くるはら保育園・かねね保育園・小田東保育所・甲立保育所・小原保育所で延長保育を実施します。
- ・私立保育所は、入江保育園・可愛保育園・刈田保育園・八千代南保育園・向原こぼと園で実施します。
- ・保育短時間の基本時間は8時30分～16時30分です。その前後が延長保育になります。
- ・各保育所の基準時計において、基本時間を1分でも経過すると規定の延長保育料をいただきます。
- ・朝の基本時間以前の利用については、延長保育料を徴収しません。
- ・延長保育料の金額は、公立・私立保育所共に同額です。
- ・公立保育所の延長保育料は、毎月月末締めで納付書をお送りします。
- ・私立保育園の延長保育料は、各保育園が請求します。
- ・保育短時間の延長保育料の計算方法は、利用日数×300円です。（上限額は有りません）
- ・延長保育料には減免措置は有りません。第2子・第3子以降についても延長保育料は規定の金額をいただきます。